

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 4月25日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	中央制御室状態表示画面9において、画面表示不良(画面の自然消灯)が認められたため、当該表示画面を点検・修理。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	固化系濃縮廃液供給ポンプ出口配管において、詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A)ミスト除去装置排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GIII	
4	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(C)ミスト除去装置排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GIII	
5	3・4号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋排気フィルタープレフィルター差圧計点検において、指示値不良(模擬信号を入力しても指示値変化なし5台、指示値精度外れ1台、指示値不安定1台)が認められたため、当該差圧計7台を交換。	GIII	